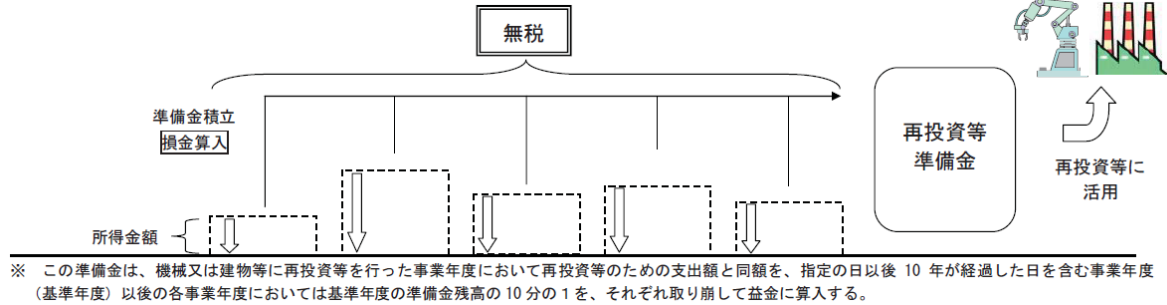


特区による税制の特例

1 新規立地促進税制（新規立地企業を5年間無税とする措置）

＜法第40条＞

復興産業集積区域において、新設される集積業種に係る法人は、指定後5年間、課税が発生しないようにする特例が受けられます。



- ① 平成33年3月31日までに指定を受けた法人が、指定日から5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立金を損金の額に算入できる。
- ② 機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却できる（準備金の範囲で即時償却）。

《対象法人》

- ・復興推進計画の認定の日（平成24年4月20日）以降に設立されたこと。
- ・被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること。
- ・復興産業集積区域内に本店を有域外に事業所等を保有しないこと。
- ・指定を受けた事業年度に3億円以上（中小法人等は3,000万円以上）の機械又は建物等の取得等を行うこと。

2 特別償却又は税額控除 ＜法第37条＞

平成33年3月31日までの間に、指定を受けた法人又は個人事業者が復興産業集積区域内において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除が受けられます。

① 特別償却

取得等の時期 資産等の区分	～H26.3.31	H26.4.1～ H33.3.31
機械装置	100%	50%
建物・構築物	25%	



拡充

取得等の時期 資産等の区分	～H33.3.31
機械装置	100%
建物・構築物	25%

② 税額控除



選択

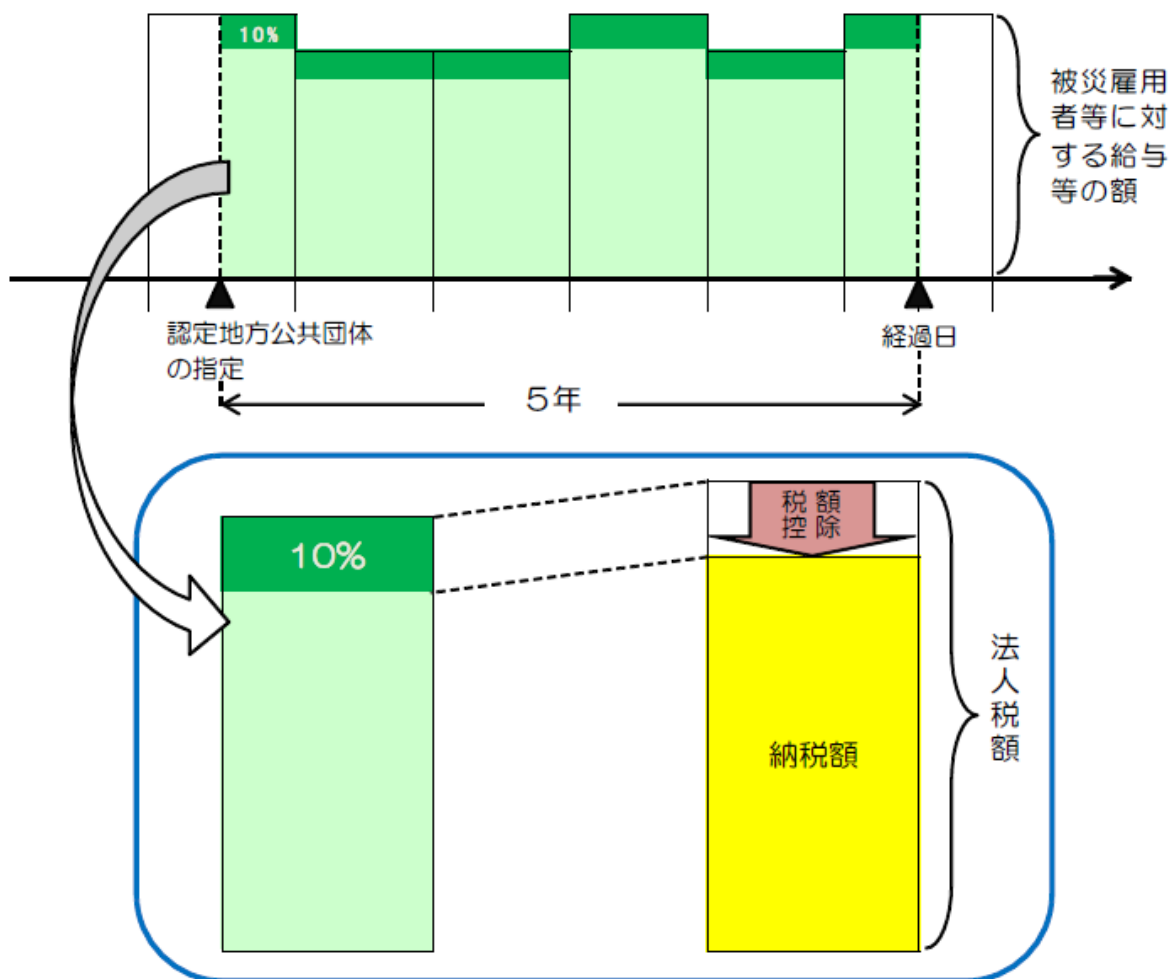
取得等の時期 資産等の区分	～H26.3.31	H26.4.1～ H33.3.31
機械装置	15%	
建物・構築物	8%	

※20%が限度。但し4年間の繰越が可能。

※ 福島復興再生特別措置法により、機械装置の即時償却期間がH33.3.31まで延長されます。

3 法人税等の特別控除 <法第38条>

平成33年3月31日までに、指定を受けた法人又は個人事業者が、復興産業集積区域内の事業所における被災雇用者（＊）に対する給与等支給額の10%を税額の20%を限度として指定後5年間控除が受けられます。

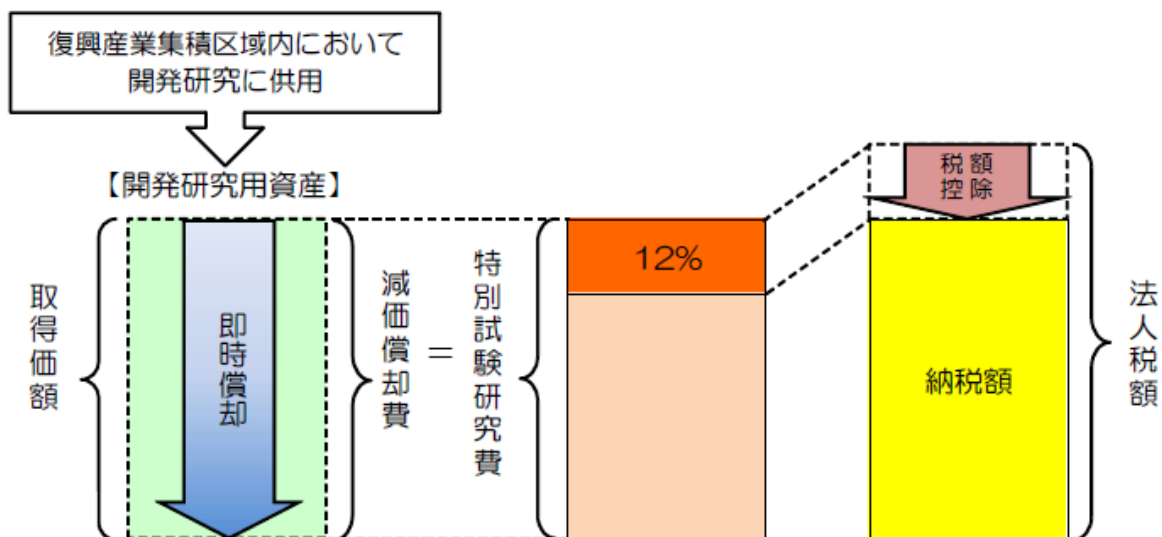


＊《被災雇用者》

- H23.3.11 時点で特定被災区域内（福島県の場合，全市町村）の事業所で勤務していた者
- H23.3.11 時点で特定被災区域内（福島県の場合，全市町村）に居住していた者

4 開発研究用資産の特例 <法第 39 条>

平成 33 年 3 月 31 日までの間に、指定を受けた法人又は個人事業者が復興産業集積区域内において開発研究用減価償却資産を取得等した場合に、即時償却できるとともに、12%の税額控除が受けられます。



この制度の適用対象資産は、新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究（開発研究）の用に供される減価償却資産のうち産業集積の形成に資するもの（開発研究用資産）で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものです。

ここにいう開発研究用資産とは、具体的には、専ら開発研究の用に供される減価償却資産として耐用年数省令別表第六の種類欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェア（同欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、器具及び備品並びに機械及び装置にあつては、それぞれ同表の細目欄に掲げる固定資産に限ります。）がこれに該当します。

◆ 1～4は国税（法人税、所得税）の特例。 ※ 1～3は選択適用。

※申告方法等の詳細につきましては国税庁 HP をご覧ください。

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osiraase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/kaisei_hojin04.pdf

5 地方税の課税免除等 <法第 43 条>

平成 33 年 3 月 31 日までの間に、復興産業集積区域内において施設又は設備の新設又は増設を行った場合（法人又は個人事業者が、上記の国税の特例のうち 1、2、4 の指定を受けた場合）は、県及び市町村で定めるところにより、事業税（県税）、不動産取得税（県税）、固定資産税（市税）の減免が受けられます。

◆ 問合せ先

○県税の事業税、不動産取得税については県中地方振興局県税部。

郡山市麓山一丁目 1-1 TEL 事業税 024-935-1251、不動産取得税 024-935-1254

○市税の固定資産税については郡山市資産税課。

郡山市朝日一丁目 23-7 TEL 024-924-2091